

公的年金の制度改革を受け、シニア世代は家計などで様々な影響を受けそうだ。厚生年金の受給開始年齢が引き上げられ、60歳で退職してから年金受給まで空白期間が生まれる。今年10月から、年金額も引き下げられる。制度変更の仕組みや対応策を解説する。

定年 お金の事情

さいたま市の会社員男性(59)は、今年8月に60歳を迎え、勤務先を定年退職する。「頼みの年金が1年間もらえないので、8月から勤め先の子会社に再雇用してもらおう予定になっています」と話す。週3日のパートタイムで、給与は現在の3分の1になる。「年金が出るまで、家計が赤字にならないよう、やり繰りが大変になりそうです」。

こうしたケースのように、今年4月以降に60歳になる男性は、厚生年金の受給開始が1年延び、61歳にならないと受け取れない。厚生年金の受給開始年齢は今後、段階的に1歳ずつ引き上げられる(表参照)。今年度からは、

60歳再雇用 賃金大幅減も

●厚生年金の受給開始年齢は段階的に引き上げられる

年金受給対象者の生年月日		60	61	62	63	64	65歳
男性	女性						
1949年4月2日 ~53年4月1日	1954年4月2日 ~58年4月1日	■厚生年金					
53年4月2日~ 55年4月1日	58年4月2日~ 60年4月1日	■基礎年金					
55年4月2日~ 57年4月1日	60年4月2日~ 62年4月1日						
57年4月2日~ 59年4月1日	62年4月2日~ 64年4月1日						
59年4月2日~ 61年4月1日	64年4月2日~ 66年4月1日						
61年4月2日~	66年4月2日~						

その第1段階にあたり、1953年4月2日から55年4月1日まで生まれた男性が、61歳受給開始の対象となる。61年4月2日以降に生まれた男性は、65歳にならないと厚生年金を受給できない。女性の受給開始年齢は、男性より5年遅れて引き上げられる。

雇用保険受給 最長150日

ただし、賃金など労働条件の継続は企業に義務づけられておらず、60歳以降は賃金体系が変わる場合がほとんどだ。勤務形態も、週3日出社。「1日5時間の短時間勤務」などに短縮され、一般的に給与は減る。会社によって事情は異なるが、定年前の年収の多少にかかわらず、60歳を過ぎると200万~300万円になる場合が多い。

今回の法改正に伴い、60歳以上の従業員が増えるの見越し、賃金体系などを見直した会社も多い。民間調査会社の帝国データバンクが2月に行った「2013年度の雇用動向に関する企業の意識調査」によると、今年度から60歳以上の賃金体系を見直した企業が58%、勤務日数や時間など労働条件を見直した企業も46%にのぼった。すでに60歳以上の再雇用制度を取り入れている企業でも人件費を抑えようと、4月から60歳以上の賃金水準を引き下げたところが目立つという。

「収入が減ることの不安に加大、再雇用先での仕事に満足できないこともありうる。50代になると、早い段階で、転職や起業を目指す。定年後の働き方を考えてください。勤め先以外の業種について日頃から情報収集をしておくと、働き方に対する視野が広がります」と話す。

転職支援などを手がけるリクルートキャリア(同)によると、60歳以上で転職するケースは多くはないが、「シニア世代の人材への関心が、中小企業を中心に高まっている。労働力人口が減る中で、技術者や管理職などの求人が増え、増えていく可能性がある」とみる。

企業などのキャリア研修を手がける日本能率協会マネジメントセンター(東京)で、シニア向け研修を行っている小林智明さんは、

「収入が減ることの不安に加大、再雇用先での仕事に満足できないこともありうる。50代になると、早い段階で、転職や起業を目指す。定年後の働き方を考えてください。勤め先以外の業種について日頃から情報収集をしておくと、働き方に対する視野が広がります」と話す。